

寒川町パートナーシップ宣誓制度

手続きガイドブック



目次

1 パートナーシップ宣誓制度とは……………P. 1

2 宣誓することができる方……………P. 2

3 宣誓時に必要なもの……………P. 4

4 パートナーシップ宣誓の流れ……………P. 6

5 宣誓後について……………P. 9

6 自治体間連携について……………P. 11

7 Q&A……………P. 13

(参考) 寒川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱……………P. 16

Ⅰ パートナーシップ宣誓制度とは

寒川町は、性別や国籍、年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もがその人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自由で平等、誰もが生きやすいまちづくりをめざすため、すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性への理解が進み、自分らしく生きることができる社会の実現をめざしています。

その一環として、令和4年2月から「寒川町パートナーシップ宣誓制度」を始めます。

パートナーシップ宣誓制度は、同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、町がその事実を公的に証します。

この制度は、法律上の効力（婚姻や相続関係の形成、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、寒川町がお二人の関係を尊重し、寄り添っていくことができると考えています。

定義

パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、対等な立場で必要な費用を分担し、相互に責任をもって協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した二者の関係をいいます。

宣誓

性的マイノリティや事実婚など、同性・異性を問わず、パートナーシップのある二者が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいいます。

2 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓をするには、お二人とも次の要件をすべて満たしている必要があります。

1. 成人していること

満20歳以上の方

(民法の改正により、2022年(令和4年)4月1日以降は「満18歳以上」となります。)

2. 寒川町民であること、または転入を予定していること

お二人とも寒川町に住所を有していること。

または、一方が町内に住所を有し、他方の方が3か月以内に町内に転入予定であること。

※町内に転入予定の場合

宣誓の際に、転入予定日をご記入ください。また、宣誓日から3か月以内に町内に転入し、そのことを証明する書類を提出してください。なお、3か月以内に提出がない場合は、当該宣誓を無効にし、交付番号を寒川町ホームページに公開いたしますので、ご了承ください。

3. 現に婚姻をしていないこと(配偶者がいないこと)

4. 宣誓しようとする以外のパートナーがいないこと

すでに宣誓者以外の方とパートナーシップ宣誓を行っている方や、同様の制度を実施している他の自治体でパートナーシップの宣誓等を行っている方は宣誓できません。

* 藤沢市、茅ヶ崎市ですでに宣誓されている方は、自治体間連携制度(P.II)を利用できます。

* 他自治体の宣誓書受領証等の返還後は宣誓をすることができます。

* 海外でパートナーシップ制度を利用しているお二人の場合は宣誓可能です。

5. 民法上で規定されている婚姻できない続柄ではないこと

- ・直系血族または三親等内の傍系血族の間(民法 734 条)
 - 祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪 など
 - ・直系姻族の間(民法 735 条)
 - 配偶者の父母・祖父母・子・孫、子の配偶者 など
 - ・養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系卑属との間
(民法 736 条)
- ※パートナーシップのあるお二人が養子縁組をしている場合は、養子縁組を解消した後は宣誓をすることができます。



3 宣誓時に必要なもの

1. 戸籍抄本等婚姻をしていないことが確認できる書類

- ・ 宣誓日以前3か月以内に交付されたものに限ります。

・ 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)をお一人1通ずつの提出をお願いします。

*戸籍個人事項証明(戸籍抄本)は、本籍地の市区町村で取得できます。

- ・ 外国籍の方は、本国の大使館等公的機関が発行する「独身証明書」等、海外で同性婚を成立させた場合は「婚姻証明書」に日本語訳を添付して提出してください。

2. 本人確認ができる書類(マイナンバーカード、旅券、運転免許証等)

- ・お二人分のご用意をお願いします。

(注)有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード(個人番号カード)・旅券(パスポート)・運転免許証・住民基本台帳カード(顔写真付き)・在留カード又は特別永住者証明書・身体障害者手帳・国・地方公共団体の機関が発行した身分証明書(顔写真付き)	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳カード(顔写真なし)・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証・国民年金手帳・各種医療証※顔写真付きの学生証※法人が発行した顔写真付きの身分証明書※国または地方公共団体の機関が発行した顔写真付きの資格証明書 <p>「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できません。 その他の書類(健康保険証等)と組み合わせて提示してください。</p>

3. 使用を希望する通称名を日常生活において使用していることが確認できる書類(希望者のみ)

性別違和等で町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。

- ・顔写真付き社員証、住所が記載された郵便物 等

4. その他

- ・ 証書入れ(A4のバインダー)に入れ、お渡しをします。収納できるバッグ等お持ちいただくことをお勧めします。
- ・ 当日、車いすなどの特別なご配慮や、お二人の記念写真をご希望される場合は、遠慮なくお申し出ください。

注意.1は提出、2及び3は提示になります。

注意.町内への転入予定で宣誓をした方は、町内へ転入したことを後日必ずご連絡ください。

寒川町では宣誓者の同意がいただけた場合、住民票の確認を担当課でさせていただきます。同意いただけた場合に限り、住民票の提出は不要です。

◎持ち物確認チェック◎

- お二人の戸籍個人事項証明(戸籍抄本)
- お二人の本人確認ができる書類
- (希望の場合)通称名が確認できる書類
- 手提げ袋
-
-

4 パートナーシップ宣誓の流れ

Step1 宣誓日の予約 (宣誓の7日前まで)

- ・ 宣誓を希望される日の原則7日前(土・日・祝日、年末年始を除く)までに電話、メールのいずれかの方法で予約をしてください。
※予約は宣誓希望日の3か月前から受け付けます。
 - ・ 宣誓日時・場所・必要書類等の調整・確認を行います。
 - ・ 宣誓日時は状況等によりご希望に沿えない場合があります。
- ※宣誓ができる時間:平日午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

<予約連絡先>

電話:0467-74-1111(内線:474 町民窓口課 相談・人権担当)

受付時間:平日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)

メール:soudan@town.samukawa.kanagawa.jp

<メールの記載事項>

①宣誓希望日・時間(来庁する時間)の第2希望まで
(例:令和4年2月10日 午前10時～午前12時)

②宣誓されるお二人の氏名とふりがな

*通称名の場合は、戸籍上の氏名も併せてご記入ください。

③代表者の日中の連絡先の電話番号

※宣誓日時等が確定した旨を町から回答した時点で、予約は成立します。

Step2 パートナーシップ宣誓書等の提出 (宣誓当日)

- ・ 予約した日時に必要書類(P.4を参照)をお持ちのうえ、必ずお二人揃って指定の場所にお越しください。
- ・ 町職員の前でパートナーシップ宣誓を行っていただき、「パートナーシップ宣誓書」(町が用意)に自署し、ご提出いただきます。
- ・ 提出書類と宣誓書裏面の確認書により要件確認を、提示書類により本人確認を行います。

- 書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

宣誓場所:寒川町役場 本庁舎

(プライバシーに配慮したスペースをご用意します。)

所在地:寒川町宮山 165 番地

※詳細は予約時にご案内します。

Step3 パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

- 宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」、ご希望に応じて「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。
- 書類の不備等がなければ、原則即日交付します。
(注意) 受領証等の交付には 1 時間ほどお時間いただきます。あらかじめ、ご了承ください。
- 宣誓翌日以降の交付の場合は、宣誓翌日以降に窓口または郵送にて交付します。
 - * 窓口交付の場合は、交付時に本人確認をさせていただきます。
 - * 郵送の場合、受領証カード裏面の緊急連絡先欄には直接記入することはありません。フィルムの上から油性ペンでご記入ください。

パートナーシップ宣誓完了!

<受領証イメージ>

パートナーシップ宣誓書受領証(A4サイズ)

第 1 号
2022年 2月 10日

パートナーシップ宣誓書受領証

氏 名 湘南海様 寒川空様

生年月日 1992年 10月 10日 1995年 1月 28日

宣 誓 日 2022年 2月 10日

寒川町パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。寒川町は、多様性を認め、尊重し合う社会の実現をめざしています。お二人が、お互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、自分らしく生活されることを応援します。

寒川町長 木村 俊雄

寒川町

ご留意事項

- この受領証は、寒川町パートナーシップの宣誓に関する要綱の要領に従って取り扱ってください。なお、この受領証は法的効力を有するものではありません。
- 次の場合は、受領証及び受領証カード（以下「受領証等」という。）を返還してください。
 - 宣誓審査済の品名およびパートナーシップが解消されたとき。
 - ただし、双方の同意によることのできない特別な事情がある場合は、この限りではない。
 - 宣誓者の一方又は双方が死亡したとき（一時的な場合を除く）。
 - 宣誓が無効になったとき。
 - その他宣誓書の条件に該当しなくなったとき。
- 次の場合は、宣誓を無効とします。
 - 宣誓期間にパートナーシップを形成する原因がないとき。
 - 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - 宣誓の対象者の要件に該当していないとき。
 - 本人が定めた場合、届出までに本人の届出を提出しないとき。
- 返還され、又は無効とした受領証等の交付許可を公表することがあります。

消印が多使用している場合、以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名 湘南海

戸籍上の氏名等 神奈川 葉

寒川町は、多様性を認め、尊重し合う社会の実現をめざしています。この受領証は、お二人が、お互いを人生のパートナーとした宣誓書を受領したことを証するものです。法的効力を有するものではありませんが、受領証の表示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。（発行：寒川町民部市民窓口課）

寒川町

（発行：寒川町民部市民窓口課）

パートナーシップ宣誓書受領証カード(縦 54mm×横 86mm)

パートナーシップ宣誓書受領証カード 第 1 号

寒川町パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人がパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

氏 名 湘南海様 寒川空様

生年月日 1992年 10月 10日 1995年 1月 28日

宣 誓 日 2022年 2月 10日

寒川町

寒川町長 木村 俊雄

寒川町は、多様性を認め、尊重し合う社会の実現をめざしています。このカードは、お二人が、お互いを人生のパートナーとした宣誓書を受領したことを証するものです。法的効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。（発行：寒川町民部市民窓口課）

（通称名を使用している場合）

通称名 湘南海

戸籍上の氏名等 神奈川 葉

緊急連絡先（記入は自由です。） 090-1234-5678

私 本人 が急病やけが等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。

パートナー 連絡先 本人 自署

宣誓書の上部にある水引は「梅結び」といい、縁起が良いとされています。

梅結びには3つの意味が込められています。

「固く結ばれた絆」…結び目が固く、簡単にほどけないことから。

「魔除け」…梅は古来より魔除けの縁起物とされています。末永く健やかな生活を祈ることから。

「運命向上」…厳寒の中で、他の花に先駆けて咲く香り高い梅の花はその様から。

また、使用している茶・青・緑・橙色は、寒川町のブランドカラーを使用しており、複数の色により、多様性を表しています。

5 宣誓後について

再交付・返還の場合も、宣誓時と同様に、事前に電話・メールのいずれかでご予約ください。

A) 転入予定で宣誓をされた方の転入後の手続き

- ・転入予定で宣誓をされた方は、宣誓日から3か月以内に寒川町に転入の届出をし、手続きが終わりましたら必ず担当（町民窓口課 相談・人権担当）までご連絡ください。
- ・併せて、「B) 受領証等の再交付」（住所変更）も申請してください。

B) 受領証等の再交付

- ・受領証等を紛失、毀損、著しく汚損した場合、または氏名（通称名を含む）、住所の変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」により、受領証等の再交付を申請することができます。
- ・紛失以外の理由で再交付を希望される場合は、交付済みの受領証または受領証カードと引き換えに新しい受領証または受領証カードを再交付します。
- ・本人またはパートナーが手続きにお越しくください。

<再交付申請時に必要なもの>

- ・ 手続きに来られた方の本人確認書類（P.4）
- ・ 再交付を希望される受領証又は受領証カード（紛失していない場合に限る）

C) パートナーシップ宣誓書受領証等の返還

次の場合、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードを返還する必要があります。

- ① 当事者の意思により、パートナーシップが解消された場合
- ② 一方又は双方が町外に転出した場合
 - ※ 藤沢市・茅ヶ崎市へ転出し、継続申告する場合を除きます。詳細は P.12 をご参照ください。
 - ※ 転勤、親族の看護・介護その他やむを得ない事情により、一時的に町外に異動される場合はご相談ください。
- ③ 死亡された場合

④ 宣誓が無効となった場合

次の場合には、パートナーシップ宣誓を無効とします。

なお、虚偽の宣誓を行った場合や要件に反している場合などは、無効としたパートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を寒川町のホームページ上などで公表する場合があります。

- ・当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- ・虚偽の宣誓を行ったとき。
- ・宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- ・宣誓の要件(P.2)に反しているとき。
- ・(転入予定で宣誓している場合) 宣誓日から3か月以内に町内への転入が確認できないとき。

⑤ 宣誓の要件に該当しなくなった場合

⑥ 受領証及び受領証カードの返還を希望される場合

<返還届出時に必要なもの>

- ①手続きに来られた方の本人確認書類(P.4)
- ②お二人分の受領証及び受領証カード(紛失していない場合に限る)

6 自治体間連携について

寒川町と連携協定を締結している藤沢市・茅ヶ崎市の間で転出入する場合、手続きが一部省略できます。(連携開始の令和4年2月1日以降に住所の異動をした場合に適用されます。)

A) 寒川町から転出する場合

寒川町から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、パートナーシップ宣誓書受領証等の返還は必要ありません。

転出先の自治体によって継続申告の手続きは異なりますので、藤沢市・茅ヶ崎市のホームページなどをご確認ください。

B) 寒川町に転入する場合※基本的な手続きは宣誓の時と同様です。

協定を締結している藤沢市・茅ヶ崎市から寒川町に転入する場合は、宣誓書等をご提出いただき、改めて寒川町の宣誓書受領証等を発行します。

① 予約受付

- ・ 手続きを希望される日の原則7日前(土・日・祝日、年末年始を除く)までに電話またはメールで予約してください。

※ 予約状況等によりご希望に沿えない場合があります。

- ・ 予約は宣誓希望日の3か月前から受け付けます。

<予約連絡先>

電話:0467-74-1111(内線:474 町民窓口課 相談・人権担当)

受付時間:平日午前8時30分~午後5時(正午~午後1時を除く)

メール:soudan@town.samukawa.kanagawa.jp

<メールの記載事項>

①宣誓希望日・時間(来庁する時間)の第2希望まで
(例:令和4年2月10日 午前10時~午前12時)

②宣誓されるお二人の氏名とふりがな

*通称名の場合は、戸籍上の氏名も併せてご記入ください。

③代表者の日中の連絡先の電話番号

※宣誓日時等が確定した旨を町から回答した時点で、予約は成立します。

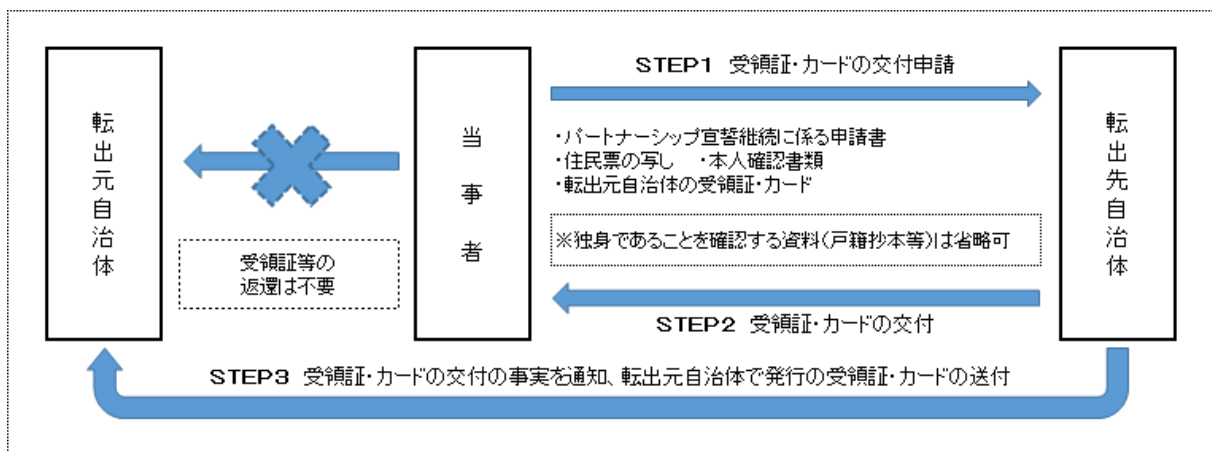
② 必要書類

- ・転出元の自治体での交付書類（例：パートナーシップ宣誓書受領証等）
 - ・本人確認書類（例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）（P.4）
- （注意）有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

【ご予約前にお読みください】

- ・ 継続に係る申請のご予約をいただくと、寒川町から転出元の自治体にお名前や「継続に係る申請の予約があったこと」を連絡します。
- ・ 継続に係る申請の手続きが完了した後は、再交付や返還などについては寒川町パートナーシップ宣誓制度の取り扱いとなります。

【参考】連携のスキーム



7 Q&A

婚姻制度との違いについて

Q1 パートナーシップ宣誓制度と結婚制度は、どう違うのですか？

A 結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、寒川町が行うパートナーシップ宣誓制度は、町が独自で実施するものであり、法律上の効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

この制度は、互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束したお二人から宣誓を受けて、受領証を交付することにより、自分らしい生き方に寄り添うものです。

Q2 欧米等で認められている同性婚制度とは違うのですか？

A 欧米を中心に認められている同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。

一方、寒川町が行うパートナーシップ宣誓制度は、現行の法制度のもとで町の要綱により実施する制度であり、法的な権利や義務を生じさせるものではなく、同性婚制度とは異なるものです。

宣誓者の要件について

Q3 宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか？

A 同性・異性を問わず、宣誓していただくことができます。また、事実婚の方も対象となります。

Q4 宣誓をするためには、同居している必要がありますか？

A 必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行っていく関係である必要があります。

また、お二人とも寒川町にお住まいになっているか、又は、一方の方が町内にお住まいで、他方の方が3か月以内に町内に転入予定である必要があります。

※この場合、宣誓日から3か月以内に町内への転入を証明する書類を提出し、あわせて住所変更があるので再交付申請をしてください。

宣誓等の手続きについて

Q5 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか？

A 代理人による宣誓はできません。必ずお二人揃って寒川町役場までお越しください。
ただし、病気等のご事情により、お二人での来庁が難しい場合は、ご相談ください。

Q6 郵送で宣誓書を提出することはできますか？

A 郵送での宣誓書の受領は行っておりません。必ずお二人揃って寒川町役場までお越しください。

ただし、病気等のご事情により、お二人での来庁が難しい場合は、ご相談ください。

Q7 個室で宣誓等の手続きをすることはできますか？

A 通常は個室でのお手続きをさせていただきます。特別な配慮をご希望される場合は、予約時にその旨をお伝えください。

Q8 土日など、休みの日に宣誓することはできますか？

A 原則、宣誓は平日（年末年始除く）の午前9時から正午まで、午後1時から午後4時までの間で承っております。

ただし、特段のご事情により、上記日時での宣誓が難しい場合は、ご相談ください。

Q9 宣誓や受領証等の交付に当たって、費用は発生しますか？

A 費用は発生しません。

ただし、戸籍抄本等、宣誓時などにおいて必要となる書類の交付手数料は自己負担となります。

Q10 通称名を使用できますか？

A 性別に違和感があるなど、特段のご事情がある場合は、通称名を使用することが可能です。通称名の使用を希望される場合は、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物、社員証等）をご提示いただく必要があります。

また、受領証等の裏面には、戸籍上の氏名を記載します。

受領証等について

Q11 受領証等は、即日交付されますか？

A 提出いただいた書類に不備や不足などがなければ、即日交付が可能です。

ただし、即日交付する場合でも、内容確認等のために 1 時間程度のお時間を要しますので、ご了承ください。

Q12 受領証等に有効期限はありますか？

A ありません。ただし、受領証等を交付し、一定期間が経過した時点で、お二人のパートナーシップの状況等についてお伺いする書面をお送りする場合がございますので、書面の送付があった際は、ご回答をお願いします。

Q13 町外に転出する場合、受領証等を返還する必要はありますか？

A 町外（自治体間連携をしている藤沢市・茅ヶ崎市を除く）に転出されると、宣誓の要件を満たさないこととなりますので、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届をご提出いただくとともに、受領証等を返還してください。

なお、寒川町内での転居の場合は、住所変更の届出を行っていただく必要があります。

Q14 パートナーシップを解消した場合、受領証等を返還する必要はありますか？

A パートナーシップ宣誓書受領証等返還届をご提出いただくとともに、受領証等を返還してください。

Q15 受領証等にはどのような効力や使い道がありますか？

A 例として、県営住宅への入居に際して使用することができます。

民間サービスでは、事業者により異なりますので各事業者にお問い合わせください。

寒川町では、受領証を提示することで利用できるサービスを増やしていくとともに、民間事業者や町民の皆様に対しても、受領証の利用等について、周知啓発を進めてまいります。

※「パートナーシップ宣誓により利用可能な行政サービスの例」をご覧ください。

このパートナーシップ宣誓制度については、令和4年 2 月より開始された制度になり、寒川町のみならず、全国で整備が進められており、お二人にとって、より良い町をめざしているところです。

多様性を認め合いながら、自由で平等、誰もが生きやすいまちづくりのため、今後ともご意見をいただければと考えております。

寒川町では、お二人の生活に笑顔があふれるようご助力できれば幸いです。

(参考) 寒川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの町民がお互いの人権を尊重し、性的マイノリティをはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない社会の実現をめざし、パートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、対等な立場で必要な費用を分担し、相互に責任をもって協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係をいう。

(2) 宣誓 パートナーシップにある二者が町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達している者であること。

(2) 宣誓をしようとする者の双方が町内に住所を有していること又は宣誓をしようとする者の一方が町内に住所を有し、当該者以外の者が3か月以内に町内への転入を予定していること。

(3) 現に婚姻していないこと。

(4) 現に宣誓をしようとする相手以外の者とこの要綱の規定による宣誓(他の市区町村において行われる宣誓に相当すると町長が認める行為を含む。)をしていないこと。

(5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻することのできない続柄でないこと(同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の場合を除く。)

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ町長が指定した日において、町長が指定する職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)にそれぞれ自署し、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、宣誓をしようとする者のいずれも、又はいずれかが自署することができない相当な事情があると町長が認めるときは、当該者の代理人の自署をもって、自署に代えることができる。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓しようとする日前3月以内に発行されたものに限る。)

(2) 現に婚姻していないことを証明する書類(宣誓しようとする日前3月以内に発行されたものに限る。)

(3) 宣誓を使用とする者の個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって本人の顔写真が貼付されたもの又はその他これらに相当するものとして町長が適当と認める書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前条第2号に規定する転入を予定している者にあつては、宣誓をした日から3月以内に、住民票の写し等の町に転入したことを証明する書類を町長に提出しなければならない。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、町長が特に理由があると認める場合は、宣誓において通称名(戸籍上の氏名(宣誓を使用とする者が外国人の場合にあつては、これに準ずるもの)に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示しなければならない。

(交付書類)

第6条 町長は、宣誓書の提出があったときは直ちにその内容について審査し、その内容が相当であると認めるときは、当該宣誓書を受領し、パートナーシップ宣誓受領証(第2号様式。以下「受領証」という。)に宣誓書の写しを添付して当該提出者に交付する。

2 町長は、パートナーシップ宣誓受領証カード(第3号様式。以下「受領証カード」という。)を、交付を希望する者に対し、交付することができる。

3 前条第1項の規定により通称名を使用した場合における受領証等(受領証及び受領証カード(交付されている場合に限る。))をいう。以下同じ。)に記載する氏名は、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名とする。

(再交付の申請)

第7条 前条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証等を紛失し、毀損し、汚損し、又は氏名(通称名を含む。)若しくは住所の変更があったときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(第4号様式。以下「再交付申請書」という。)に第4条第1項第3号に掲げる書類を添えて、町長に対し受領証等の再交付を申請することができる。

2 宣誓者は、前項の規定により提出する再交付申請書には、町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 町長は、再交付申請書の提出を受けた場合において、その内容が相当であると認めるときは、受領証等を再交付するものとする。

(返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(第5号様式。以下「返還届」という。)に受領証等を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者双方又はその一方が町から転出したとき。

(3) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。

(5) 受領証等の返還を希望するとき。

2 前項第1号の双方の意思によることのできない特別な事情がある場合は、宣誓者の一方により、町長に申し立てなければならない。

3 町長は、前項の申立てがあったときは、その内容について審査し、その内容が相当であると認めるときは、第1項に定める返還届及び受領証等の提出を受けるものとする。

(無効となる宣誓)

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時点以降に限って無効とする。

(1) 宣誓者双方又は一方にパートナーシップを形成する意思がないと認められるとき。

(2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条各号の規定に反しているとき。

(4) 第4条第2項の規定に反して、町内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(返還又は無効に係る交付番号の公表)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、第8条により返還となり、又は前条により無効とした受領証の交付番号(受領証ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(宣誓書の保存)

第11条 町長は、宣誓書を第8条又は第9条の規定により返還又は無効となるまでの間及びその後5年間保存する。

(啓発)

第12条 町長は、町民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。



パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック
2022年(令和4年)1月18日(第1版)

寒川町 町民部 町民窓口課 相談・人権担当
〒253-0196 高座郡寒川町宮山165番地
電話 0467-74-1111(代表) / FAX 0467-74-2833
e-mail : soudan@town.samukawa.kanagawa.jp